

## 1 介護保険の費用負担の概要

## (1) 費用負担の仕組み

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護保険サービスを総合的・一体的に提供する仕組みです。

また、誰にでも起こり得る介護という共通の課題を、社会全体で支えていく制度であり、40歳以上の全国民で費用を公平に負担することにより、その保険料と公費（国・県・市の負担金）を財源として、運営されます。

## (2) 財源構成

自己負担分を除く介護保険サービスに要する費用（保険給付費）や、介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用は、公費50%・保険料50%で構成されています。

財源	保険給付費		地域支援事業費	
	居宅給付費	施設等給付費	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業
第1号保険料 ※1	23.0%		23.0%	
第2号保険料 ※1	27.0%		27.0%	—
国	20.0%	15.0%	20.0%	38.5%
国（調整交付金）※2	5.0%		5.0%	—
千葉県	12.5%	17.5%	12.5%	19.25%
市川市	12.5%		12.5%	19.25%

※1 原則として、65歳以上の方は「第1号保険料」を負担し、40歳以上65歳未満の方は加入する健康保険を通じて「第2号保険料」を負担します。

※2 「調整交付金」は、市町村間の保険料基準額を是正するために交付されますが、本市は算定に用いる後期高齢者比率が低く、また、所得水準が高いことから、標準割合の5%分は交付されません。そのため、標準割合5%と実際に交付される率との差は、「第1号保険料」に上乗せされます。

## 2 保険給付費と保険料負担の関係

### (1) 市町村ごとに決定する第1号保険料

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市町村（保険者）ごとに、その市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。具体的には、3年を1期とする介護保険事業計画の期間中の、保険給付及び地域支援事業の量や単価に応じたものとなり、サービス量や単価が上昇すれば保険料は上がり、サービス量や単価が減少すれば保険料は下がることとなります。

### (2) 保険料基準額及び給付費の推移

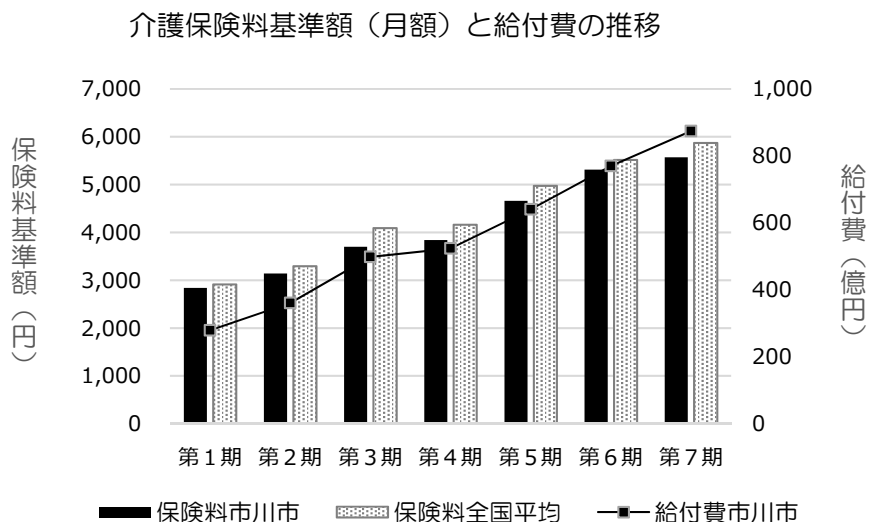
介護保険料基準額（月額）の全国平均は、平成12年度を始期とする第1期介護保険事業計画では2,911円でしたが、平成30年度を始期とする第7期では5,869円となり、約2.02倍となりました。本市では、第1期計画では2,840円でしたが、第7期計画では5,570円となり、約1.96倍となっています。

また、各計画期間における本市の給付費総額は、第1期計画では約279億円でしたが、第7期では約874億円となり、約3.13倍となっています。

単位：円

計画期間 年度	第1期 H12~14	第2期 H15~17	第3期 H18~20	第4期 H21~23	第5期 H24~26	第6期 H27~29	第7期 H30~R2
保険料全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869
保険料市川市	2,840	3,140	3,700	3,840	4,660	5,310	5,570
給付費市川市	279億	361億	498億	524億	640億	770億	874億

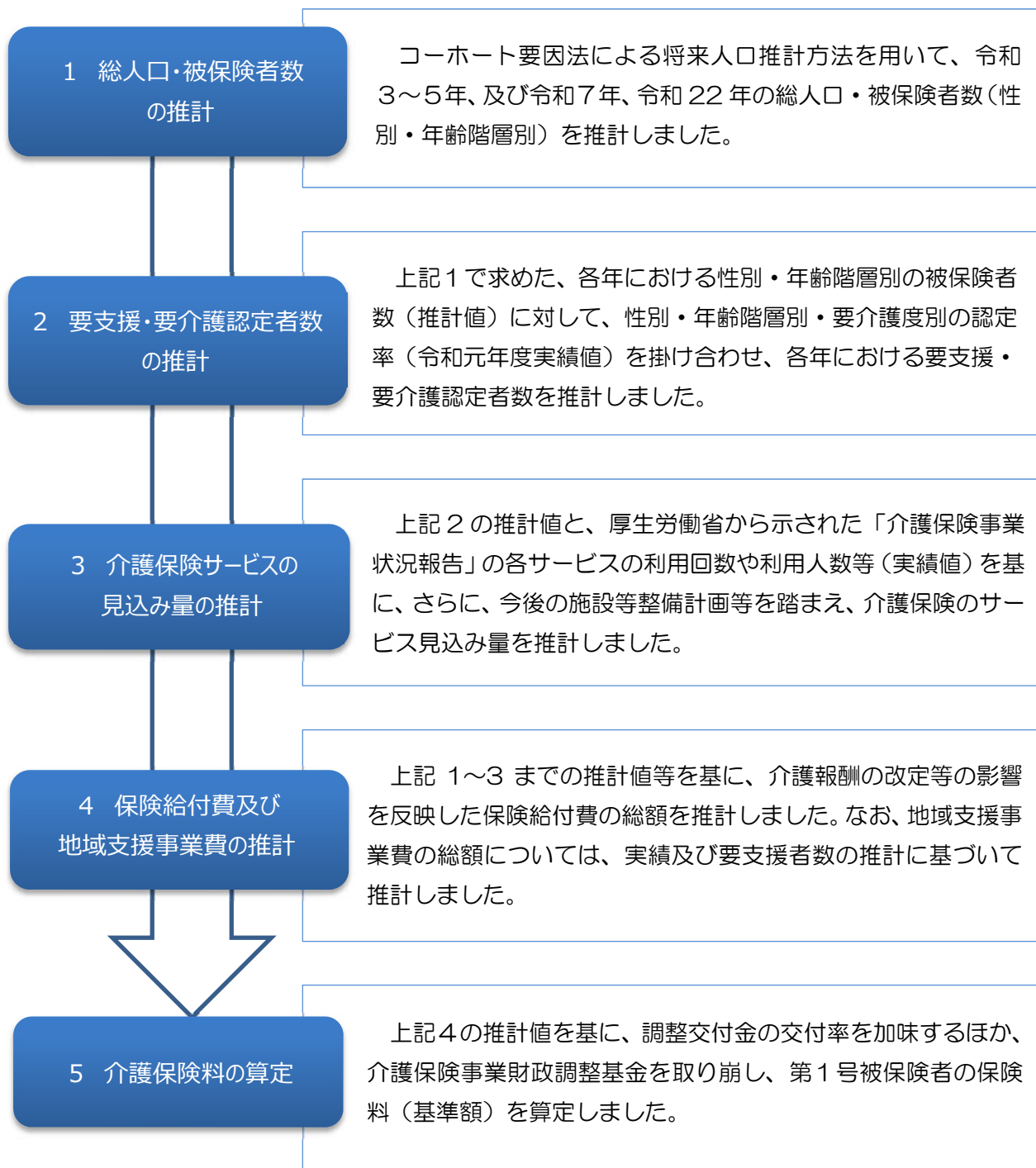
※給付費については、億単位で四捨五入した金額。



### 3 介護保険料の算定手順

介護保険の財政運営は3年間の単位で行われ、計画期間ごとに、第1号被保険者の保険料基準額を定めます。

厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』の推計ツール等により、下記手順に従い介護保険サービス見込み量を算出し、第8期（令和3年度～5年度）及び令和7年度、令和22年度の介護保険料を算定しました。



## 4 総人口・被保険者数等の推計

### (1) 総人口・被保険者数の推計

(単位：人)

	第7期			第8期			令和 7年度 (2025年)	令和 22年度 (2040年)
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
総人口	487,305	490,145	492,118	492,233	492,350	492,463	492,695	480,012
第1号被保険者	102,509	103,500	104,695	105,898	107,099	108,300	110,704	143,393
前期 (65～74歳)	53,809	52,495	52,305	50,508	48,712	46,914	43,321	68,679
後期 (75歳以上)	48,700	51,005	52,390	55,390	58,387	61,386	67,383	74,714
第2号被保険者	169,675	171,738	173,376	174,253	175,131	176,008	177,763	150,157
高齢化率	21.0%	21.1%	21.3%	21.5%	21.8%	22.0%	22.5%	29.9%

※ 基準日：各年9月末日。第7期は実績、第8期及び令和7、22年度は推計

### (2) 要支援・要介護認定者数の推計

(単位：人)

	第7期			第8期			令和 7年度 (2025年)	令和 22年度 (2040年)
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
要支援1	2,249	2,354	2,406	2,568	2,694	2,819	3,069	3,774
要支援2	2,543	2,706	2,744	2,955	3,093	3,235	3,516	4,477
要介護1	3,283	3,247	3,367	3,566	3,749	3,929	4,291	5,772
要介護2	3,396	3,583	3,618	3,937	4,133	4,327	4,717	6,570
要介護3	2,528	2,665	2,773	2,941	3,089	3,239	3,537	5,146
要介護4	2,023	2,117	2,198	2,342	2,466	2,588	2,832	4,232
要介護5	1,561	1,581	1,616	1,736	1,818	1,902	2,069	2,973
合計	17,583	18,253	18,722	20,045	21,042	22,039	24,031	32,944
うち第1号被保険者	17,146	17,792	18,242	19,578	20,571	21,565	23,555	32,543
うち第2号被保険者	437	461	480	467	471	474	476	401
第1号被保険者の 認定率	16.7%	17.2%	17.4%	18.5%	19.2%	19.9%	21.3%	22.7%

※ 基準日：各年9月末日。第7期は実績、第8期及び令和7、22年度は推計

※ 第1号被保険者の認定率＝要支援・要介護認定者数（第1号被保険者に限る）÷第1号被保険者数

## 5 施設整備計画

介護保険施設及び地域密着型サービスについては、要介護認定者数等の見込みや、介護サービスの近時の利用実態、さらには中長期的な利用動向等を勘案し、計画期間の整備量の目標を立てることとされています。本計画では、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、整備を図ります。

介護者の介護負担が重くなったり、在宅生活の継続が難しくなった場合に、円滑に施設入所や居住系サービスの利用ができるよう、引き続き、特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホームの整備を進めます。

認知症の方や医療ニーズのある方の在宅生活における不安を取り除くため、認知症高齢者グループホームや、（看護）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といった地域密着型サービスの整備を中心に、中・重度者の介護を支えるサービスの充実に取り組みます。

### (1) 介護保険施設等整備計画

#### 《整備の考え方》

##### 【介護老人福祉施設】（定員 30 人以上の特別養護老人ホーム）

令和 2 年度末現在、市内に 1,410 床分が整備されています。在宅の重度要介護者の方も含め、依然として多数の待機者がいることから、介護者の負担軽減のためにも、整備を継続していきます。

##### 【介護老人保健施設】

令和 2 年度末現在、市内に 1,000 床分が整備されています。既存施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間においては、整備を見込まないものとします。

##### 【特定施設入居者生活介護】

令和 2 年度末現在、市内に定員 30 人以上の介護付き有料老人ホーム及びケアハウスは 1,059 床分が整備されています。特別養護老人ホーム等の入所待機者の受け皿としても利用が見込まれることから、本計画期間中に 100 人分の整備を進めていきます。

##### 【介護医療院】

令和 2 年度末現在、市内に 120 床分が整備されています。既存施設での対応が可能であると見込まれることから、本計画期間においては、整備を見込まないものとします。

《施設整備計画》

サービス種別			令和2年度末 実績（整備中含む）	第8期		
				令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	介護老人福祉施設 （定員30人以上の特別 養護老人ホーム）	施設数	15ヶ所	100人 【100人】	100人 【100人】	100人 【100人】
		定員	1,410人			
2	介護老人保健施設	施設数	9ヶ所	—	—	—
		定員	1,000人			
3	特定施設入居者生活介護	施設数	14ヶ所	—	100人	—
		定員	1,059人			
4	介護医療院	施設数	1カ所	—	—	—
		定員	120人			

- ※ 令和2年度末の数値は、年度末までに整備（整備中含む）された施設及び定員の総数。
- ※ 特別養護老人ホームの数字について、上段はその年度に整備開始を予定する定員数であり、下段【 】内はその年度末までに開設が予定されている定員数を示している。
- ※ 整備数については増改築分を含む。



## (2) 地域密着型サービス整備計画

### 《整備の考え方》

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）

令和 2 年度末現在、市内に整備されていません。本計画期間においては、広域型の介護老人福祉施設の整備を進めていくことから、整備を予定しないものとします。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

令和 2 年度末現在、市内に地域密着型の介護付き有料老人ホームが 29 床分整備されています。本計画期間においては、広域型の特定施設入居者生活介護の整備を進めていくことから、整備を予定しないものとします。

【認知症対応型共同生活介護】（認知症高齢者グループホーム）

令和 2 年度末現在、市内に 377 床分整備されています。入居者は、家事等の役割を担いながら共同生活を送ります。認知症の方が、できる限り自立した生活を継続できるように、引き続き整備を進めていきます。

【小規模多機能型居宅介護】

令和 2 年度末現在、市内に 7 カ所整備されています。「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせた柔軟なサービス提供により、認知症の方が安心して利用でき、在宅生活を支える柱となるサービスであることから、引き続き、整備を進めていきます。

【看護小規模多機能型居宅介護】

令和 2 年度末現在、市内に整備されていません。医療依存度が高い方へのニーズに対応し、在宅での生活を継続できるように、整備を進めていきます。

【認知症対応型通所介護】（認知症対応型デイサービス）

令和 2 年度末現在、市内に 6 カ所整備されています。本計画期間においては、既存施設での対応が可能であると見込まれることから、整備を予定しないものとします。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

令和 2 年度末現在、市内に 3 カ所整備されています（整備予定含む）。定期または随時の 24 時間対応の訪問サービスにより、安心して自宅での生活を継続できるように、整備を進めていきます。

≪施設整備計画≫				第8期		
サービス種別			令和2年度末 実績（整備中含む）	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	0施設	—	—	—
		定員	0人			
2	地域密着型特定施設入居者 生活介護	施設数	1ヶ所	—	—	—
		定員	29人			
3	認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	施設数	20ヶ所	18人	27人	27人
		定員	377人			
4	小規模多機能型居宅介護	施設数	7ヶ所	—	1ヶ所	1ヶ所
5	看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
6	認知症対応型通所介護 （認知症対応型デイサービス）	施設数	6ヶ所	—	—	—
7	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	施設数	3ヶ所	—	1ヶ所	1ヶ所

※ 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスについては、整備目標量であり、上限とするものではない。



## 6 介護保険サービス等の見込み量

### (1) 介護保険サービス

要支援認定を受けた方は、介護予防支援計画に基づいて、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを利用できます。要介護認定を受けた方は、居宅介護支援計画に基づいて、居宅サービス、地域密着型サービスを利用できるほか、施設サービスを利用できます。介護サービス提供に係る費用（10割）から、利用者の所得段階に応じた自己負担分（1～3割）を除いた金額が、それぞれ「予防給付」「介護給付」として、介護保険から給付されます。

		予防給付（要支援 1・2 の人）	介護給付（要介護 1～5 の人）
居宅（介護予防）サービス	①	—（※1）	訪問介護〈ホームヘルプサービス〉
	②	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護
	③	介護予防訪問看護	訪問看護
	④	介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション
	⑤	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
	⑥	—（※1）	通所介護〈デイサービス〉
	⑦	介護予防通所リハビリテーション〈デイケア〉	通所リハビリテーション〈デイケア〉
	⑧	介護予防短期入所生活介護〈ショートステイ〉	短期入所生活介護〈ショートステイ〉
	⑨	介護予防短期入所療養介護〈ショートステイ〉	短期入所療養介護〈ショートステイ〉
	⑩	介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与
	⑪	特定介護予防福祉用具販売〈福祉用具購入費の支給〉	特定福祉用具販売〈福祉用具購入費の支給〉
	⑫	介護予防住宅改修	住宅改修
	⑬	介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護
	⑭	介護予防支援（※2）	居宅介護支援（※2）

※1 要支援認定者が、「訪問介護」「通所介護」を利用する場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」を利用します（P.121）。

※2 介護予防支援及び居宅介護支援については、利用者の自己負担分はありません。

		予防給付（要支援 1・2 の人）	介護給付（要介護 1～5 の人）
地域密着型（介護予防）サービス	①	—	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	②	—	夜間対応型訪問介護
	③	介護予防認知症対応型通所介護 〈認知症対応型デイサービス〉	認知症対応型通所介護 〈認知症対応型デイサービス〉
	④	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護
	⑤	介護予防認知症対応型共同生活介護 〈認知症高齢者グループホーム〉（※）	認知症対応型共同生活介護 〈認知症高齢者グループホーム〉
	⑥	—	地域密着型特定施設入居者生活介護
	⑦	—	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	⑧	—	看護小規模多機能型居宅介護
	⑨	—	地域密着型通所介護 〈地域密着型デイサービス〉

※ 要支援 2 のみ利用可能

		予防給付（要支援 1・2 の人）	介護給付（要介護 1～5 の人）
施設サービス	①	—	介護老人福祉施設 〈特別養護老人ホーム〉（※）
	②	—	介護老人保健施設
	③	—	介護療養型医療施設
	④	—	介護医療院

※ 原則、要介護 3 以上が利用可能

次頁以降のサービス見込み量では、各サービスについて「介護給付」「予防給付」別に、ひと月当たりの「平均利用回数」及び「平均利用人数」を掲載しています。

【各年度の数値について】

- ・第 7 期：平成 30 年度・令和元年度は実績値、令和 2 年度は見込み値
- ・第 8 期：令和 3～5 年度は計画値（推計値に施設整備計画等を加味したもの）
- ・参考値：令和 7 年（2025 年）及び令和 22 年（2040 年）は推計値

## (2) 居宅（介護予防）サービス見込み量の推計

### ① 訪問介護、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を受けるサービスです。通院などを目的とした乗降介助もあります。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	回/月	78,290	78,326	79,902	83,979	88,357	93,088	97,772	141,796
	人/月	3,292	3,320	3,356	3,520	3,717	3,928	4,132	5,867

### ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けての介護を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	回/月	0	4	4	4	4	4	4	4
	人/月	0	1	1	1	1	1	1	1
介護給付	回/月	1,397	1,326	1,342	1,407	1,480	1,550	1,644	2,421
	人/月	279	259	274	282	297	311	330	486

### ③ 訪問看護、介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	回/月	917	1,122	1,113	1,195	1,247	1,307	1,424	1,788
	人/月	105	139	148	160	167	175	191	239
介護給付	回/月	10,374	11,954	14,909	15,724	16,802	17,853	18,365	26,416
	人/月	1,197	1,361	1,643	1,730	1,850	1,967	2,020	2,900

#### ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	回/月	267	323	247	187	191	203	219	280
	人/月	24	29	22	22	23	24	26	33
介護給付	回/月	3,889	3,467	2,043	2,085	2,201	2,293	2,463	3,552
	人/月	304	274	171	181	191	199	214	308

#### ⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導を受けるものです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	人/月	197	205	216	222	233	244	264	332
介護給付	人/月	3,017	3,190	3,470	3,591	3,789	3,981	4,251	6,121

#### ⑥ 通所介護、介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	回/月	24,300	25,323	25,086	25,986	27,420	28,847	30,718	43,351
	人/月	2,549	2,666	2,531	2,691	2,840	2,989	3,180	4,476

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	人/月	289	317	279	267	279	293	317	399
介護給付	回/月	8,191	8,308	7,173	7,561	8,160	8,765	9,046	12,402
	人/月	1,065	1,062	938	1,022	1,103	1,185	1,223	1,674

⑧ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	回/月	60	62	30	37	37	37	37	49
	人/月	13	12	6	6	6	6	6	8
介護給付	回/月	8,630	9,107	8,772	9,998	10,676	11,314	11,840	17,131
	人/月	754	772	674	743	792	840	881	1,264

⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期入所して、医学的な管理のもとに医療・介護・機能訓練を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	回/月	0	5	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	1	0	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	790	892	651	705	743	786	836	1,244
	人/月	83	90	61	75	79	84	89	132

⑩ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

居宅において自立した日常生活を営むことを助けるための福祉用具を貸与するサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	人/月	851	948	1,023	1,092	1,144	1,195	1,299	1,636
介護給付	人/月	4,665	4,954	5,316	5,604	5,924	6,241	6,638	9,496

⑪ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、年10万円の支給限度額の枠内で、その9割から7割の金額を福祉用具購入費として支給するものです。（申請が必要です。）

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	人/月	31	27	25	33	35	37	40	50
介護給付	人/月	92	92	91	101	109	118	122	153

⑫ 住宅改修、介護予防住宅改修

手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした場合、20万円の支給限度額の枠内で、その9割から7割の金額を住宅改修費として支給するものです。（工事施工前と完了後に申請が必要です。）

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	人/月	43	39	31	38	40	43	46	57
介護給付	人/月	78	72	62	78	81	85	93	132

⑬ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	人/月	123	122	118	122	141	147	152	175
介護給付	人/月	906	976	1,006	1,085	1,230	1,284	1,294	1,843

⑭ 居宅介護支援、介護予防支援

介護サービスの利用者が、居宅（介護予防）サービスを適切に利用できるように居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成と調整、事業所との連絡などの支援を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	人/月	1,136	1,258	1,329	1,374	1,438	1,503	1,634	2,055
介護給付	人/月	7,552	7,828	8,062	8,400	8,835	9,266	10,015	14,192



### (3) 地域密着型（介護予防）サービス見込み量の推計

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護や看護、緊急時の対応などを受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	人/月	38	32	36	44	67	88	108	141

#### ② 夜間対応型訪問介護

巡回や通報システムによる夜間専門の訪問介護を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	人/月	89	77	80	82	85	87	90	128

#### ③ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)

認知症の高齢者が、通所介護施設に通い、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などの介護を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	回/月	4	2	0	0	0	0	0	0
	人/月	1	1	0	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	1,217	1,228	1,229	1,237	1,259	1,377	1,479	2,073
	人/月	132	133	133	139	143	156	168	234



④ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりサービスを組み合わせ、一つの事業所で入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	人/月	5	5	4	8	10	10	10	11
介護給付	人/月	100	96	105	141	172	176	177	183

⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護  
(認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
予防給付	人/月	0	1	0	0	0	0	0	0
介護給付	人/月	308	313	333	371	414	459	480	576

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	人/月	12	18	29	29	29	29	58	97

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、入浴・排せつ・食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	人/月	2	1	1	0	0	0	0	0

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊・看護を一つの事業所で受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	人/月	0	0	0	29	59	89	93	203

⑨ 地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	回/月	16,578	17,148	16,048	16,430	17,286	18,117	19,582	27,818
	人/月	1,893	1,991	1,779	1,866	1,962	2,057	2,227	3,133

#### (4) 施設サービス見込み量の推計

##### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	人/月	1,166	1,242	1,319	1,432	1,541	1,649	1,652	2,293

##### ② 介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	人/月	918	878	826	830	835	841	848	1,519

##### ③ 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人が、療養上の管理や機能訓練等の必要な医療、医学的管理下の介護等を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	人/月	126	74	10	15	15	15		

#### ④ 介護医療院

主として長期にわたり療養を必要とする人が、施設に入所して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話などを受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護給付	人/月	4	48	94	98	98	98	149	218

### 介護保険サービス見込み量への施策反映について

#### ① 介護離職ゼロ施策

国は、2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずにやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指しています。このため、市町村においては、施設・居住系サービスの前倒し・上乗せ整備をすることとされています。

本市における介護離職ゼロに向けたサービス整備分は、前回策定の計画（第7期計画）策定時に千葉県から提供されたデータによると183人分が見込まれており、第7期計画では、当該整備分を踏まえて、施設・居住系サービスの見込み量を推計しています。

本計画では、依然として待機者がいる特別養護老人ホームと、前計画の終了年度において計画通り整備が進まなかった地域密着型サービスを中心に、介護離職ゼロ施策分としてのサービス見込み量を上乗せして推計しています。

#### ② 療養病床から生じる新たなサービス必要量への対応

介護保険事業計画を策定するに当たっては、千葉県が定める地域医療構想における介護施設・在宅医療等の追加的需要と千葉県医療計画における在宅医療の整備目標との整合性を図ることとされています。

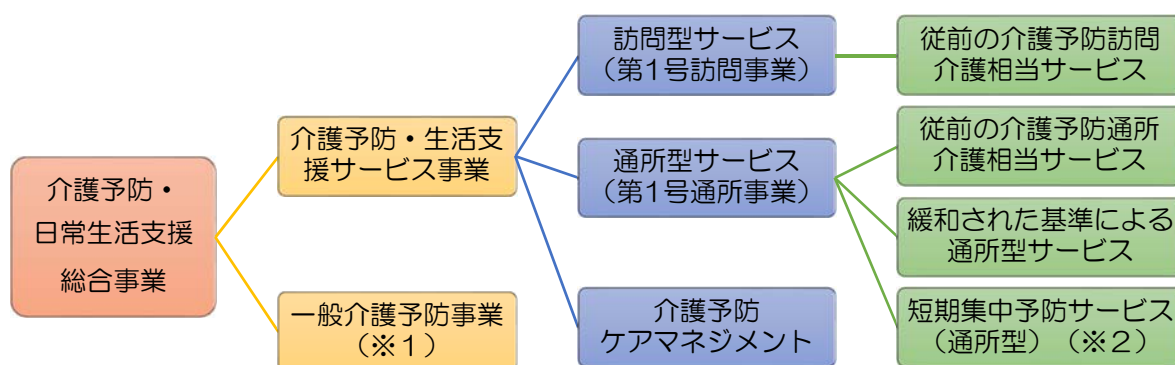
そこで、国において、医療ニーズの高い高齢者が病院から介護施設や在宅に移行することに伴う介護保険の負担増分を、「介護施設・在宅医療等の追加的需要の試算分」として見込んでおり、千葉県においては、その試算を基に、市町村ごとに「療養病床から生じる新たなサービス必要量」を算出しています。

本市における療養病床から生じる新たなサービス必要量は、令和5年度末までに133人分（介護施設42人分、在宅医療91人分）が見込まれており、当該必要量を踏まえてサービス見込み量を推計しています。

## (5) 介護予防・生活支援サービス

心身の虚弱状態等を測るチェックリストに該当して「事業対象者」と判定された方や、要支援認定を受けた方は、介護予防ケアマネジメントまたは介護予防支援計画に基づき、「訪問型サービス」や「通所型サービス」を利用できます。サービス提供に係る費用（10割）から、利用者の所得段階に応じた自己負担分（1～3割）を除いた額が、介護保険の地域支援事業費から給付されます。

○本計画期間における事業介護予防・日常生活支援総合事業



※1 「一般介護予防事業」では、全ての高齢者を対象とした介護予防事業に取り組みます（P.52 参照）。

※2 「短期集中予防サービス（通所型）」は、本計画期間中の実施に向けて取り組みます。

### 介護予防・日常生活支援総合事業の推進について

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、住民、民間事業者、社会福祉法人、NPO 団体等、多様な主体が参画する地域の支えあいを推進することで、将来のサービス提供の持続可能性を意識しながら、介護予防に資する活動や通いの場を拡充することや生活上の支援を必要とする方への支援体制を整備することを目的としており、介護保険の保険者である市町村は、地域の実情に応じて、サービスメニューや実施方法を検討することが可能です。

本計画では、将来的な介護給付費の抑制や、介護サービスを提供する人材の不足にも対応するため、より効果的かつ効率的な介護予防・生活支援の構築を目指し、新たなサービスの実施に向けた準備や、これまでのサービスの見直し等に取り組みます。

## (6) 介護予防・生活支援サービスの見込み量の推計

### ① 訪問型サービス

日常生活上、自力では困難な行為について、家族や地域の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、支援を受けるサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
従来相当	人/月	908	852	775	884	926	968	1,145	1,433

### ② 通所型サービス

通所介護施設において、食事など日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。また、短期集中型は、一定期間に専門職が集中的に関与して、生活行為の向上を目的とした効果的なプログラムを提供し、目標達成に向けた自立支援を促がします。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
従来相当	人/月	1,439	1,460	1,256	1,438	1,507	1,576	1,962	2,456
基準緩和型	人/月	25	30	24	51	53	56	68	85
短期集中型	年/月	-	-	-	-	20	80	120	120

### ③ 介護予防ケアマネジメント

高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、利用者自身の選択内容に基づき、介護予防に向けた計画を作成するサービスです。

	単 位	第7期			第8期			【参考】中長期	
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
原則的なケアマネジメント	人/月	1,525	1,422	1,283	1,508	1,526	1,544	1,581	1,891

## 7 介護保険給付費及び地域支援事業費の推計

### (1) 保険給付費

#### ○ 保険給付費の推計

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費（介護給付費+予防給付費）	27,661,485,000	29,605,021,000	31,255,248,000	88,521,754,000
特定入所者介護サービス費等給付費	764,150,476	801,815,337	839,442,385	2,405,408,198
高額介護サービス費等給付費	744,441,813	781,135,238	817,791,823	2,343,368,874
高額医療合算介護サービス費等給付費	38,827,048	40,740,827	42,652,685	122,220,560
審査支払手数料	25,591,650	26,853,050	28,113,150	80,557,850
制度改正に伴う影響額（※）	▲156,253,506	▲245,460,954	▲255,280,336	▲656,994,796
<b>保険給付費 計</b>	<b>29,078,242,481</b>	<b>31,010,104,498</b>	<b>32,727,967,707</b>	<b>92,816,314,686</b>

※ 制度改正による、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等の見直しに伴う保険給付費減少分

#### 参考：第7期保険給付費の実績（※）

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	合計
総給付費（介護給付費+予防給付費）	23,750,847,885	24,764,731,522	25,768,428,353	74,284,007,760
特定入所者介護サービス費等給付費	664,684,329	685,459,871	734,344,000	2,084,488,200
高額介護サービス費等給付費	652,218,145	776,995,122	835,320,940	2,264,534,207
高額医療合算介護サービス費等給付費	34,041,316	115,227,257	132,300,000	281,568,573
審査支払手数料	22,268,400	23,387,050	24,313,250	69,968,700
<b>保険給付費 計</b>	<b>25,124,060,075</b>	<b>26,365,800,822</b>	<b>27,494,706,549</b>	<b>78,984,567,446</b>

※ 平成30・令和元年度は実績額、令和2年度は見込み額

## (2) 地域支援事業費

「地域支援事業」は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを強化する観点から、市町村が主体となって実施する事業です。「介護予防・日常生活支援総合事業」及び「包括的支援事業・任意事業」で構成されています。

### ○ 地域支援事業費の推計

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	678,990,700	723,845,954	751,874,149	2,154,710,803
包括的支援事業・任意事業費	641,853,902	716,477,963	755,772,524	2,114,104,389
<b>地域支援事業費 計</b>	<b>1,320,844,602</b>	<b>1,440,323,917</b>	<b>1,507,646,673</b>	<b>4,268,815,192</b>

### ○ うち包括的支援事業【社会保障充実分】の費用額内訳（再掲）

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
在宅医療・介護連携推進事業	1,560,000	1,923,000	1,923,000	5,406,000
認知症総合支援事業	28,056,000	55,592,000	82,808,000	166,456,000
生活支援体制整備事業	16,893,000	17,044,000	17,197,000	51,134,000
地域ケア会議推進事業	521,000	531,000	527,000	1,579,000

### 参考：第7期地域支援事業費の実績（※）

(単位：円)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	672,155,387	673,071,341	671,614,758	2,016,841,486
包括的支援事業・任意事業費	676,614,630	669,249,087	701,552,882	2,047,416,599
<b>地域支援事業費 計</b>	<b>1,348,770,017</b>	<b>1,342,320,428</b>	<b>1,373,167,640</b>	<b>4,064,258,085</b>

※ 平成30・令和元年度は実績額、令和2年度は見込み額



## 8 介護保険料の算定

### (1) 所得段階別 第1号被保険者数の推計

(単位：人)

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
第1段階	18,429	18,583	18,790	55,802
第2段階	7,327	7,561	7,970	22,858
第3段階	6,817	6,981	7,167	20,965
第4段階	13,767	13,428	13,147	40,342
第5段階	12,569	12,781	13,032	38,382
第6段階	13,999	14,285	14,660	42,944
第7段階	13,612	13,689	13,735	41,036
第8段階	8,219	8,234	8,219	24,672
第9段階	4,218	4,189	4,344	12,751
第10段階	2,094	2,148	2,172	6,414
第11段階	1,138	1,181	1,195	3,514
第12段階	607	644	651	1,902
第13段階	395	537	434	1,366
第14段階	394	428	325	1,147
第15段階	288	321	325	934
第16段階	817	857	867	2,541
第17段階	1,208	1,252	1,267	3,727
合計	105,898	107,099	108,300	321,297

※ 所得段階の対象者については、P.126 参照

※ 令和3～5年度の所得段階別第1号被保険者の合計を、所得段階別の基準額に対する割合で補正した第1号被保険者数は、327,947人となります

## (2) 介護保険料基準額の算定

(単位：円)

① 保険給付費見込額	令和3年度	令和4年度	令和5年度	92,816,314,686
	29,078,242,481	31,010,104,498	32,727,967,707	
② 地域支援事業費見込額	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4,268,815,192
	1,320,844,602	1,440,323,917	1,507,646,673	
③ 第1号被保険者負担分の対象額 (①+②)				97,085,129,878
④ 第1号被保険者負担分の相当額 (③×23%)				22,329,579,872
⑤ 標準割合による調整交付金額				4,748,551,274
⑥ 市川市の調整交付金見込額				2,700,511,000
⑦ 保険料の収納必要額 (④+⑤-⑥)				24,347,620,146
⑧ 基準額に対する割合で補正した第1号被保険者数				327,947人
<b>【基金の取り崩しがない保険料基準額】</b>				
⑨ 被保険者一人あたりの保険料基準年額 (⑦÷収納率97.9%÷⑧)				75,835
⑩ 被保険者一人あたりの保険料基準月額 (⑨÷12ヶ月)				6,319
<b>【基金の取り崩しによる保険料基準額】</b>				
⑪ 介護保険事業財政調整基金の取崩額				2,000,000,000
⑫ 保険料の収納必要額 (⑦-⑪)				22,347,620,146
⑬ 被保険者一人あたりの保険料基準年額 (⑫÷収納率97.9%÷⑧)				69,606
⑭ 被保険者一人あたりの保険料基準月額 (⑬÷12ヶ月)				5,800

## (3) 介護保険料の推移と今後の見込み

期	年度	基準月額	期	年度	基準月額
第1期	平成12～14年度	2,840円	第6期	平成27～29年度	5,310円
第2期	平成15～17年度	3,140円	第7期	平成30～令和2年度	5,570円
第3期	平成18～20年度	3,700円	第8期	令和3～5年度	5,800円
第4期	平成21～23年度	3,840円	参考	令和7(2025)年度	約6,600円
第5期	平成24～26年度	4,660円	参考	令和22(2040)年度	約8,700円

※ 令和7年度、令和22年度については、第8期計画策定時における見込み額です。

#### (4) 介護保険料の所得段階・基準額に対する割合の設定

※下表( )内は月額 (単位:円)

所得段階	基準額に対する割合	対象者	令和3～5年度	平成30年度～令和2年度	年額の増減額
第1段階	0.25 (※)	・生活保護を受給している方又は老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の方 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	17,400 (1,450)	16,680 (1,390)	720
第2段階	0.35 (※)	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	24,360 (2,030)	23,340 (1,945)	1,020
第3段階	0.60 (※)	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超の方	41,760 (3,480)	40,080 (3,340)	1,680
第4段階	0.80	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	55,680 (4,640)	53,460 (4,455)	2,220
第5段階 (基準額)	1.00	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者があり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超の方	69,600 (5,800)	66,840 (5,570)	2,760
第6段階	1.10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	76,560 (6,380)	73,500 (6,125)	3,060
第7段階	1.25	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	87,000 (7,250)	83,520 (6,960)	3,480
第8段階	1.50	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	104,400 (8,700)	100,260 (8,355)	4,140
第9段階	1.65 【1.60】	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	114,840 (9,570)	106,920 (8,910)	7,920
第10段階	1.80 【1.70】	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	125,280 (10,440)	113,580 (9,465)	11,700
第11段階	2.00 【1.90】	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	139,200 (11,600)	126,960 (10,580)	12,240
第12段階	2.10 【2.00】	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	146,160 (12,180)	133,680 (11,140)	12,480
第13段階	2.25 【2.10】	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	156,600 (13,050)	140,340 (11,695)	16,260
第14段階	2.40 【2.20】	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	167,040 (13,920)	147,000 (12,250)	20,040
第15段階	2.55 【2.30】	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	177,480 (14,790)	153,720 (12,810)	23,760
第16段階	2.70 【2.40】	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	187,920 (15,660)	160,380 (13,365)	27,540
第17段階	2.85 【2.50】	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	198,360 (16,530)	167,100 (13,925)	31,260

【 】内は、第7期計画における基準額に対する割合

※ 第1段階から第3段階は、「低所得者の第1号保険料軽減強化」(P.128)による軽減後の金額・割合を記載

### **保険料基準額に対する割合の見直し**

被保険者の負担能力にはそれぞれ差があるため、介護保険料は負担能力に応じた負担割合とする考え方に基づいて、市民税の課税状況や収入、所得の状況により段階別に保険料額を定めています。

今後も高齢化が進行していく中で、特に後期高齢者の割合が増加する状況により、非課税世帯の増加が見込まれています。

そのため、第8期計画においては、一部段階の保険料率を見直し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行いました。

「介護保険の合計所得金額」は、地方税法で定められた合計所得金額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。

また、第8期（令和3年度から令和5年度）の保険料率の算定に係る所得指標として、給与所得または公的年金等に係る所得がある場合は、その合計額から10万円を控除して得た額を用います。

「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から課税年金収入額に係る雑所得を控除した金額をいいます。

また、「その他の合計所得金額」に給与所得が含まれている場合は、第8期の所得指標として、給与所得から10万円を控除して得た金額を用います。

## 9 介護保険制度における低所得者への対応

### (1) 低所得者（市民税世帯非課税者）の第1号保険料軽減強化

更なる高齢化の進行により、介護保険サービスに要する費用も増加することに伴い保険料の上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、第7期（平成30～令和2年度）に引き続き、第8期（令和3～5年度）においても、消費税を財源とした低所得者に対する保険料の軽減を行う仕組みにより、第1段階から第3段階に該当する方の保険料に50%の公費負担とは別に公費を投入し、保険料負担を軽減します。

### (2) 第1号被保険者の介護保険料の軽減事業（市単独事業）

第1号保険料については、軽減実施者の約6割の方が生活保護基準以下であることを踏まえ、生計維持困難者を対象とする介護保険料の軽減事業を実施していきます。

（対象者）

第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階～第3段階に該当する方で、生活保護基準に照らして生計維持が困難な方（生活保護受給者を除く）。

### (3) 介護保険居宅サービス利用者負担額軽減事業（市単独事業）

生計維持困難者が介護保険事業者の居宅サービス等を利用した場合は、利用者負担の軽減を行い、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスの利用促進を図っていきます。

（対象者）

「第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階～第3段階に該当する方で、生活保護基準に照らして生計維持が困難な方（生活保護受給者を除く）」又は「第2号被保険者のうち市民税世帯非課税で生活保護基準に照らして生計維持が困難な方」。